

第十三回 参議院建設委員会會議録第五十五号

昭和二十七年六月十九日(木曜日)午前
十時四十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬與兵衛君
理事 赤木 正雄君
田中 一君
小川 久義君

委員 石川 榮一君
深水 六郎君
門田 定藏君
三輪 貞治君
東 隆君

政府委員 大蔵省主計局長 石原 周夫君

事務局側 常任委員 菊池 璋三君
会専門員 常任委員 武井 篤君
会専門員

説明員 建設省河川局長 山本 三郎君
同利水課長

本日の會議に付した事件
○河川、道路、都市及び建築等各種事業並びに国土その他諸計画に関する調査の件

(琵琶湖の総合開発に関する件)
(建設工事費の不足に対する処置に関する件)

○建設省設置法の一部を改正する法律案について内閣委員会に申入れの件

○委員長(廣瀬與兵衛君) 只今から建

設委員会を開会いたします。本日は調査案件を議題に供します。

最初に琵琶湖の総合開発について山本水利課長から御説明をして頂きます。

○説明員(山本三郎君) 私利水課長でございますが、御指名を頂きまして琵琶湖の総合開発のことを御説明申し上げます。この琵琶湖の問題を御説明する前に、現状を先ず簡単に御説明申し上げます。これは非常に複雑な図でございますが、宇治になりまして、現在琵琶湖のここに洗堰という非常に原始的な板を入れます。琵琶湖の水を操作する堰がありまして、これで琵琶湖の水面を調節しております。これは内務省時代に直轄工事で施工いたしました。その後、建設省で直接管理しております。これは琵琶湖の下流の洪水を調節いたしますと同時に、又琵琶湖の水面を調節いたします。沿岸の被害をできるだけ除去しよう、こういう目的のために操作されておるわけであります。こういうふうなことにいたしまして洪水並びに下流の利水の問題を建設省が直接管理しておりますが、電気といったしましては、延長約八キロの水路で宇治といたしまして、宇治発電所というものがございまして、これが三万二千キロだと思ひますが、水路式の発電をやっております。それから瀬田川の下流にやはり宇治という堰堤を作つておりまして、これを一部堰堤のすぐ直下へ落し

まして大峯の発電所というのがございます。それからもう一つは水路式で志津川という所に持つて参りまして発電しております。合計六万四千キロの設備があるのでございます。そういうわけでございまして、発電をいたします所は三カ所ございまして、この間、これを洗堰とこの宇治の現在あります堰堤との間で発電すれば、この間の落差で発電できるわけであります。それからこの調節ももつとよくやります。と、下流の用水、大阪、神戸方面の水道並びに工業用水それから又大阪の郊外の灌漑用水の問題にもつと寄与できるといふことになつておるわけであります。結局そのほかにも少し調節をうまくやりますれば、琵琶湖の沿岸の被害を除けます。結局問題は三つあるわけであります。より以上に琵琶湖に手を加えまして琵琶湖の沿岸の洪水を除去してやろうというためと、それから発電所の落差が余つておりますのを、もつとよく利用しよう、或いはもつとビークに使えるような発電の機構にしたらどうか。こういう問題とそれから下流の用水の目的にもつと琵琶湖を利用したい、もつと利用する方ではないか、この三つの問題が重要なお点だと思ひます。それに対してしましてお聞き及びのことだと思ひます。が、いろいろ案があるんですが、簡潔に三つの案が考へられておるわけでございます。これはお手許に差上げましたプリントの三

十七ページに表がございまして、この表がわかりにくい表でございまして、三つの案を比較して示しておるわけでございまして。そのうち一番上の横に一段式案というのがございまして、これは地建が立案に當つた案でございます。それから二段式の一案というものでございまして、これはその二段式のうちの一案というのにはちよつと修正した案でございまして、二段式の二案というのには滋賀県で立案してある案でございまして。取りあへず二段式の一案と修正した案でございまして、一段式案と二段式案と二段式の一案の関西電力の案それから二段式の二案滋賀県修正案を一応お考え頂ければよいと思ひます。

概略を申し上げますと、一段式案といふのはそれではどういふことかといふと、この赤く引いた所に大きな堰堤を作りまして、こちらの図面で申上げますと、これが先ほど申上げましたこれによりまして琵琶湖の水面を調節するわけであります。これがあつて、それから志津川というのがこの位置にあるわけでございまして。結局さき申上げたように、この間の落差がまだ余つておる、それをどういふふうな処置しようかという問題で、一段式といふのはこの宇治の新宇治という所に一本大きなのを作りまして、琵琶湖の水面をここまで延長しよう、そうしましてそこでこへ一堰に大きな発電所を作りまして、従来のここから取つていたような水は取るのをやめて、ここで一遍に調節をして落してしまおう、こういう案でございまして。それによりまして、最大発電力といふのは約二十万キロワット、結局この表によりまして十九万三千三百キロワットであります。約二十万キロワット・アワの発電機をここに据え附けまして、一遍にここで発電しよう、こういうのでございまして。

それから次の二段式といふのは関西電力が考へておるのでございまして、ここに外堀という堰堤を作りまして、ここに遊んでおる落差を使う。それから更にこの志津川の所にございましてこの志津川の発電所を更に増強いたしまして発電力を増加しようといふのが二段式になるわけでございまして。この堰堤を作りまして琵琶湖の水面をここまで持つて来る、それから更にここで水が又更に余るからこれを増強しよう、こういうのでございまして。それから滋賀県の案でございまして、これは丁度この堰堤の位置を変えて、鹿跳に堰堤を作りまして、琵琶湖の水面をここまで持つて来る。そしてあとはやはり志津川の発電所を増強しよう、こういう案でございまして。これはすべて立案者によりましていろいろと基礎に使用した資料など異にしましたが、それを何とかいろいろの資料を揃えなければいかんということになりまして、建設省で、ここに掲げましたように、電気或いは土木の權威者に委嘱いたしました、いろいろの資料を揃えまして検討して頂いたそ

の結果が、この琵琶湖総合開発に関する意見書というものとまつておるのでございます。

これによりまして、この三案の工事費が三十九頁に算出してございす。それから四十一頁には各月別にどれだけの電力が発生できるかというのを検討してあります。それから四十三頁に資料五号として増加する量と発電原価が出ております。それによりまして一段式案によりまして増加する電力量は二億三千九百万キロワット・アワーでありまして、発電の原価は五円四十銭、それから二段式の関西電力の案によりまして増加する電力量は一億九千四百五十四万四千キロワット・アワーでありまして、発電原価は五円二十七銭になります。二段式二案滋賀県案によりまして増加電力は一億八千八百八十四万六千キロワット・アワーでありまして、発電原価は五円五十六銭になります。これから見まして私が御説明するまでもなく電力量が最も大きいのはやはり一段式案になります。こういうふうに水路で流して行く時には或る程度落差がこれに死にますから、堰堤で全部まとめてやりますと、その損失がなくなるから増加の電力量は一段式案が一番大きくなるわけでございす。併しこれによりまして、こういう既設の発電所が全部駄目になるわけでありまして、それらの残存価格がどのくらいあるかということも評価いたしまして、それらを勘案いたしまして出したのが、こういうような発電原価でありまして、関西電力案が五円二十七銭で一番安く、一段式案が五円四十銭、二段式二案が五円五十六銭、こういうような結論になつたのでございす。

それからそれでは下流の諸用水はどういうふうに放流してやるかということでもございす。これは三十頁にございす責任放流量、これは電気には或いは要らない場合があつても、下流の諸用水を確保するために必ずこの琵琶湖から放流してやらなければならぬ量でございまして、三十一頁に毎月責任を以てこれだけの流量は下流の水道或いは工業用水或いは灌漑用水のために放流してやらなければならぬ量をきめてございす。この量は地建が下流地方の諸事情を考慮いたしまして、これは十年先頃にはどうしてもこれだけの量が諸用水のために必要であるという判定をいたしまして出した量でございす。したが、いづれの案もこの流量を確保するということに足るを揃えております。それでは委員さんたちはどういう結論を出したかと申しますと、四頁に結論がございす。それを読上げて見ますと、「以上要するに各案とも発電原価が高く、このままでは早期着工は困難と考えられる。従つて今後更に湖の利用、水深、補償問題、下流への放流量、最大使用水量、逆調整池問題等を再検討して、現在及び将来の電力事情に適合する経済的且つ効率的な開発計画を立案すべきである。」これはどういうことかと申上げますと、第一に発電原価が非常に高くなる。これはいろいろございまして、灌漑の補償費或いはダムを作りますために、この大石村といたるところが百七十戸ばかり浸水するでございす。それらの費用に十、五億かかる。それからその他発電機などもだん／＼高くなつておりまして、こういう比較的低落差の水路の多

い発電所でございすから、水路式発電機が思つたより高くなる。こういう結果から現在やつております各電力会社の計画しております発電所に比べて非常に高い、こういうことを言つております。四十五頁に電力五カ年計画案による貯水池地点建設単価一覽表といたのがございす。それによりまして三十七カ地点の平均のキロワット・アワー当りの建設費は二十三円三十銭になります。こういうものに比べて少し高いんじゃないかということになります。それから琵琶湖の電力は火力の代用になるということでもございす。これは火力の発電原価はどのくらいかかるかということですが、これは公益事業委員会のほうで作つたのでございす。四十七頁に資料七号といたのがございす。これは十三万二千キロワットの火力発電所の発電原価の概算でございす。それによりまして発電原価は石炭を使った場合は大体六円五十銭から六円の間である。これに比較しますと琵琶湖の単価は大体同じくらいになるでございす。したが、他の水力のものに比べて非常に高いということも委員さんたちは結論付けておるのでございす。

それからもう一つは、下流に流す責任放流量というのを考えております。これはこれだけ放流するに要らないのだ、将来はこういうふうな放流するにいたしまして、漸進的にこれに近付けて行つたらいいんじゃないか、これに余り制限されずと電力が自由に発生できないから、融通性を持たせて順次開発して行つたらいいんじゃないかというようなことを言つておるのでございす。ですが、この責任放流量というものは、この責任放流量というふうなものでも少し検討して見る必要があるのではないかと、こういうふうな言つておるのでございす。

それから逆調整池の問題というものは、新宇治に大きな堰堤を作りまして、ここに大きな発電機を据え付けまして、現在毎秒三百三十トンの水を流しておるのでありますが、もつと大きな量を流すようにして石炭の代用発電をさせたいんじゃないかというので、併したくさん水を出しますと下流に對しまして非常に悪い影響を与えます。もう一つは宇治のここに小さい堰堤を作りまして、これから出す量をもう一通こで調節して下流に平均化して流してやろう、こういうような意味で考えておるのでございす。

それから現在、将来の電力事情に適する経済的且つ効率的な開発計画を立てるべきであるというところは、これは電力の供給の想定の問題でありまして、琵琶湖をうんと石炭代用の発電所にするか、或いはそう大きな設備をしないで平均化して常時発電させるといふことが最も重要な問題だと私も思ふのでありますが、こういう点を更に検討しなければならぬと思ひます。この点は非常に委員さんの間でも問題になつたようでございす。こういう点をもう少し検討する必要があるのではないかと、こういうふうな結論付けられたのでございす。こういうふうなわけでございまして、建設省といたしましては従来この洗堰を直轄管理いたしておりましたが、これも相当古くやつておりまして改修しなければならぬ時期に来ております。従いましていかなる場所に堰堤を作りまして、この調節というものは下流の京都、大阪、兵庫それは滋賀にも関係いたしますので、この堰堤だけはどこに作りまして、その操作は建設省でやらなければならぬでございす。従いまして今のよう問題でございす。

○委員長(廣瀬興兵衛君) 何か御質問ございすか。

○赤木正雄君 そうですね、ど

○説明員(山本三郎君) 意見書の中にもありますが、始めから何もなしと

○委員長(廣瀬興兵衛君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(廣瀬興兵衛君) 速記を始め

○赤木正雄君 各省設置法案の中で建設省設置法案について委員長

を承わりたい。と申しますのはこの前
この問題を協議いたしました際に、私
は技監は無論、副技監まで置いて技術
の強化を図れというのを申し上げまし
た。これに対して副技監は時期尚早と
いう御意見がありました。が、あの際に
技監を置くことについては全面的に皆
さんが賛成なされた。私は思つており
ます。もう内閣委員会といたしまして
も各省設置法案に対して審議が進んで
おりますから、この委員会の意見と申
します。私は国民の大部分がこうい
うふうに思つておられる。であります
からこの委員会といたしまして技監
は必ず置くということに皆様の御同意
を得られるかどうか、先ず皆様の御意
見を語つて欲しい。

○田中一君 只今の赤木君の御提案に
全面的に賛成です。少くとも現業官庁
である建設省に事務次官一人おればい
いというのではない、これは行政官
庁だけの建設省ならば、これは行政官
結構、局長やいづ／＼課長で結構で
しょう。併しながら相当の予算の現業
の仕事をやつておる建設省にはどうし
ても次官と同一の技術面に権限を持つ
ところの技監を必ず置かなければなら
ん、こゝ私は考えます。私のほうとし
ては実はこれに対して党議できめてお
りまして、従つて赤木委員の今の提案
に対して全面的に賛成します。

○小川久義君 赤木委員の提案に田中
君の賛成がありました。私も全面的
に賛成であります。従つて委員長名を
以て当該委員会である内閣委員会に強
く申入ることを御決定願ひたいと思ひ
ます。
○赤木正雄君 皆様内容をお知りかど
うか、他のかたの発言もありませんの

ですが、皆様の意見をはつきりさせ
て、全部賛成とか何んとかはつきり筋
を立てて委員長名で早速私は今日皆さ
んが技監を最非とも置かなければなら
んということに、この委員会の意見が
まとまるならすぐ処置して欲しい。

○三輪貞治君 私のほうでも大体党議
では技監を置くことに賛成です。それ
にこの建設技術会議の議長に技監を当
てるというふうなことも恐らく困難だ
と思つております。が、こういう意見
もありませんから、それを附加えて赤木
さんの御提案に賛成いたします。

○赤木正雄君 仮に技監を阻止いたし
まして或いは建設技術会議というもの
を置いて、これを意欲あるものにしよ
うとするならば、現在ですにそういう
ものはある、と申しますのは建設省で
は技術に関する大きな問題は、各局長
と同時に関係の課長を加えたいわゆる
大きな技術会議があり、これで始めて
来ております。だから實際問題は仮に
大臣が技術会議がこれに代わるのだと
いうふうに言われるのは強弁も甚だし
い。大臣のいい加減のことをごまかさ
れるのはいやだ。この際はつきりして
もらいたい。

○東隆君 私は建設省の關係の仕事は
技術に中心を置かなければならんと思
うのです。それで度々恐らく政変も行
われると思ひますが、その都度私は予
算その他の面において非常に大きな変
化を及ぼす、かようなことがあります
と、折角の仕事ができなくなりますの
で、どうしても技術を中心にしてやつ
て行く、このことを筋金を入れておか
ないと思ひますので、赤木君
の提案に私は賛成をいたします。

○石川榮一君 私は自由党に党席があ
りますので、その点からも一応意見を
述べたいと思ひます。独立後における
庶政の刷新は緊要にして不可欠のもの
である。そのため行政機構の改革とい
うものを大々く取上げ、それがた
またこの建設省の技監の阻止になつ
たのですが、この技監の阻止について
は私個人といたしましては勿論意見が
あるのであります。併し党議といたし
まして一応政府原案を支持すべき立場
でありますので、私は別な観点から技
監を置くことに不賛成の意見は述べま
せんが、政府原案を主張する立場から
技監を阻止する以上、事務次官は必ず
技術人から出すべきという條件を付け
て政府原案を支持しようと思つておる
のであります。若しそれができなけれ
ば皆さんの御意向に従ひます。

○赤木正雄君 今石川君の発言は奇怪
に存じます。事務次官を技監を以てす
ることは飛んでもないことです。た
また岩澤君が事務次官を兼務したから
あつたことがありました。が、筋道か
ら言ふならば事務次官はもう行政官を
以てしなければならん。でありますか
ら、そういうことをはつきりするため
に技監が必要なのです。事務次官を技
術官を以てするから技監をやめてもい
いというふうな御意見なら飛んでもな
い考え違いだと思ひます。私はそういう
のじやなからうと思ひます。もう一度
石川君のはつきりした御意見を承わり
たい。

○石川榮一君 赤木先生の御意見に対
して私の意見を更に附加えさせて頂
きます。一応先生の御説は御尤もであ
りますが、私はこの技術人の長い間の経
験を國策に十分与らしめるために、少
くも事務官の最高メンバに、全国

の技術人の中から政治性があり技術に
堪能な士を入れます。多年建設業務
で得たところの技術をそのまま建設省
の行政面に現わさせるべきだと思ひま
す。建設省には数々の技術人がおるの
でありますから、技術のみでなく、政
治性もあり事務官を圧倒する人材も
あると思ひます。こういう観点からで
きただけ事務次官はそういう面から採
用すべきだと思ひます。又政治方面に
ついては政務次官もおることだから、
こういう見地に立つて技監を阻止する
というなら私は意義があると思ひま
す。それなくして単に技監を阻止する
ことに對しましては、それができない
以上、私はやはり赤木先生の御説明に
同調せざるを得ません。

○赤木正雄君 この前の委員会ではこれ
を議したとき、石川委員もこの技監だ
けは絶対置かなければならん、はつ
きり言われて連記録にも綴つておりま
す。それなのに今のことは実に何と申
しますか、卑怯と申します。与党の
議員と雖も正しいことは主張すべきが
私は議員の職責だと思ひます。自分の
党に引きずられて正しいと思ふことも
はつきり言われたいと思ひます。實に
残念でございます。併しこれ以上追及
してもなんですが、併し石川委員も技
監を置いてよいというふうなことを
ちよつとおつしやいましたので、そう
いうことを考へてこの委員会では技監を
置くべきかどうか一つ採決に付して下
さい。

○小川久義君 自由党の委員諸君もし
やべられることと、肚とは違ふように
考へられますので、(笑聲)従つて建設
省に技監を置くことは全会一致である
と認めておるのであります。全会一

致が都合が悪ければ多数を以て決議し
たということで、委員長名を以て先ほ
ど申上げました通り内閣委員会に速
かに申入を願ひたいと思ひます。

○田中一君 私は深水君の意見を伺
たいと思ひます。
○委員長(廣瀬與兵衛君) ちよつと速
記をやめて下さい。
〔速記中止〕

○委員長(廣瀬與兵衛君) 速記を始め
て下さい。
○田中一君 只今議題になつておりま
す問題につきまして直ちに採決して下
さい。

○委員長(廣瀬與兵衛君) それではお
諮りいたします。建設省設置法の一部
改正に對して、本委員会は技監を置く
ということに決することに賛成のかた
の挙手を願ひます。
〔賛成者挙手〕

○委員長(廣瀬與兵衛君) 全会一致で
ございます。
○小川久義君 文案その他は委員長に
一任して速やかに手続を願ひたいと思
ひます。
○委員長(廣瀬與兵衛君) 承知いたし
ました。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 次に建設工
事費の不足に對する処置について、河
野主計局長は見ておられますが、石
原主計局長が来ておりますから石川
君から質問して頂きます。

○石川榮一君 補正予算を近く編成す
る時期に入つておると思ひますので、
この際建設関係の補正予算に關する意
見を申述べ同時に大蔵当局の見解を一
応この際承わつておきたいと、こゝ思
つて質問するのであります。御承知の

ように建設行政は予算が非常に圧縮されておりました。全国の直轄河川、準用河川が荒廃しきつておることは御承知のことと思ひます。八千五百二十七億の総予算に対して、建設省の予算特に治山治水に關する経費は非常に貧弱であります。その額は御承知の通り直轄河川七十の改修費八十四億、九百に上る準用河川に配分いたしました国庫補助は僅に六十五億、合せまして百四十九億、それに砂防費は、これは赤木先生等の御健闘によりまして相当増額はされておりますが、これが三十九億、その他総合開発等を加へまして二百十六億であります。これが治山治水、総合開発、機械整備等を加へた全部であります。こういう僅かの予算で全土に及びます全国の河川の荒れ切つたものを、根本的に改修するといふことが出来るかどうかといふことは、何人も百年河清を待つようなものだといふ非常な不満を持つております。これをパーセントにしますれば、全予算八千五百二十七億の〇・二五二に過ぎない。これが全国の河川に対する予算であります。こういうことのために災害は年々激しくなつてしまひ、年々一千億に達する公共物の災害、更に国民の被害はこれに数倍するものがあります。このままでは水害亡國の一途を辿るのみと我々は考へております。この状況をよく御認識願ひまして、補正予算においてできる限り災害の復旧並びに今やかりかけておりますところの建設省の治山治水、総合開発等に対しましてできる限りの予算を出してもらいたいと思ひます。すでに御承知のように先般七日に大阪に治水大会があり、昨日は東京に全国災害復旧

昭和二十七年十月十一日印刷

促進大会が国民の名において行われ、機微なる決議をしておるようであります。これに対して総理大臣は国土保全開発に對しては、できる限りの努力をするといふメッセージを出してあります。与党の幹事長は大きな声を揚げて、まして国民の要望に副うといふような発言をしておるのではありません。でありますから来るべき補正予算においては、恐らく今までの例のない配分が行われると思ひますが、私どもは現在の状況を考え、国土の荒廢の急速なる復旧並びに根本的な改修、砂防等にできる限りの予算を出してもらわなければならぬと思ひます。私どもが各地で調べたものを集計して見ますと、どういたしたとしても本年度の補正においては治山治水、砂防、総合開発等を加へまして最小限三百億を主張したい。これは数字的に細かく言うことは止めますが、恐らく建設省でもこういう見地に立つて補正予算においては今までの治山治水を軽視するような予算の姿を大いに改めまして、補正予算においては国民の要請を少しも尤すようにしてもらいたい。これに對して大蔵當局の考へを伺つて置きたいと思ひまして質問するわけであります。

○政府委員(石原周夫君) 補正予算のお話でございますが、補正予算につきましては大蔵大臣がいろいろの機会に申しておりますように、現在なお編成の運びに至つておりませんので、どういふようなことで編成いたすかといふことにつきましては、今日申上げる時期ではないと思ひますが、将来補正予算或いは来年度予算が編成せられます際におきまして、今御発言のありました災害の状況といふものを十分に考へまして、最も重点を置いて検討せらるべき一つの項目として十分考へて参りたいといふことで御了承願ひたいと思ひます。

○石川第一君 更に大ざつぱですが、私どもの調べたものを参考に申し上げまして、成るべく早い機会に大蔵官廳部の御検討を煩ひたいと思ひます。大体直轄河川の改修費といひまして、設備や技術上の陣容も揃つておりまして、予算の不足のため中絶しなればならぬものの中で、緊急止むを得ない改修費が約四十億あります。中小河川の国庫補助のものが約二十億、それから直轄河川の総合開発として今実施しております事業で緊急止むを得ないといふ見べきものが二十三億あります。海岸堤防の改修費約六億、道府県の河川総合開発事業費約三億、地盤変動の対策費用といひまして約二十億、北海道の河川改修費の追加分といひまして約四億、又北海道費で取上げております河川改修費といひまして約一億、一般災害復旧費に約一億二千万円、総計大体河川改修事業と見られるものが少くも百十億を最低として見て置かなければならぬと思ひます。更に災害に對しましては一応直轄河川に對しましては過年度災害は二十六年度予算、二十七年年度予算において一応カバーした形になつております。後は本年の災害に加へまして調査することになつておりますから、これは別にいたしますが、道府県の災害復旧の現在未完了のもの、これに對して約三分の一をこの際持つてもらふといひまして約六十三億、砂防費といひましては大体におきまして追加十五

億、それに先般国会を通過した特殊土地地域の災害十億等があるのであります。これらを合すると二百十五億ばかりになる予定であります。少くも三百億程度のものを、これからは相当積んで参ると思ひますので、三百億は是非用意して頂きたい。これは各省を駆け廻りまして集めた数字であります。必しも正鵠なものではありませんが、それからと言つて當つておらないとは私どもは考へておりません。是非大長から上司に對しましてこの点を強調して頂きます。そして、ややもすると国土の保全開発を常に稱えております政府の方針が、予算面においてその名実を異にしておるといふことを指摘いたします。是非この河川改修を中心とする国土保全開発に對する費用を大幅に組んでもらいたいといふことをお願いしたいのであります。細かい数字については、いずれお願いに出るつもりであります。

以上を申し上げまして私の質問を打ち切ります。

○小川久義君 今石川委員から續々お話をありましたが、私は大ざつぱに見て過年度災害は一千億だと思ひます。過年度災害は一千億をどう処理するかといふことは、今の石川委員の問題と相平行として重要な問題と思ひます。この問題に對しまして私は大蔵大臣の出席を求めまして直接大臣からお聞きしたいと思ひますので、委員長において次の機会に大蔵大臣を招致することを御諮り願ひたい。

○委員長(廣瀬興兵衛君) 只今の小川君の御意見如何がいたしますか。

○委員長(廣瀬興兵衛君) それでは大蔵大臣に来てもらつて説明をして頂くことにいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後零時十三分散会

昭和二十七年十月十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局